

議案第 15 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に基づく増築または改築を行う既存住宅の認定にかかる手数料を定め、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定にかかる手数料の規定を改正するとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定手数料の規定整備その他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第18」を「別表第19」に改める。

別表第14及び別表第15を次のように改める。

別表第14(第2条関係)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係

項	事務		単位	金額		
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請(以下この項において「認定の申請」という。)に対する審査	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していると認められた住宅に係るもの	床面積の合計が200平方メートル以下のもの	新築が基準適用される住宅	1件	9,500円
				増築が基準適用される住宅	1件	13,200円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	新築が基準適用される住宅	1件	17,400円	
			増築が基準適用される住宅	1件	24,600円	
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築が基準適用される住宅	1件	30,100円	
			増築が基準適用される住宅	1件	42,500円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築が基準適用される住宅	1件	47,900円	
			増築が基準適用される住宅	1件	63,600円	

			床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	1 件	89,200 円
				増築基準が適用される住宅	1 件	117,900 円
			床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	1 件	155,300 円
				増築基準が適用される住宅	1 件	203,400 円
			床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	1 件	269,700 円
				増築基準が適用される住宅	1 件	343,100 円
		イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書 (同法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価に係る部分について法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合するものに限る。)が交付された一戸建ての住宅に係るもの	床面積の合計が 200 平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	1 件	22,200 円
			床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	1 件	35,200 円

	ウ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(同法第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するものに限る。)が交付された共同住宅等に係るもの	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	新築が基準適合する住宅	1件	67,300円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築が基準適合する住宅	1件	107,900円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築が基準適合する住宅	1件	205,200円
		床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	新築が基準適合する住宅	1件	353,300円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	新築が基準適合する住宅	1件	550,300円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	新築が基準適合する住宅	1件	1,007,400円
		エ その他の住宅に係るもの	床面積の合計が200平方メートル以下のもの	新築が基準適合する住宅	1件
			増築が基準適合する住宅	1件	106,700円
	床面積の合計が200平方メートル		新築が基準適合する住宅	1件	122,400円

		を 超 え 500 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の	増 改 築 基 準 が さ 住 適 用 る 宅	1 件	190,000 円
		床 面 積 の 合 計 が 500 平 方 メ ー ト ル を 超 え 1,000 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の	新 改 築 準 用 る が さ 住 宅	1 件	195,900 円
			増 改 築 基 準 が さ 住 適 用 る 宅	1 件	303,600 円
		床 面 積 の 合 計 が 1,000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 3,000 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の	新 改 築 準 用 る が さ 住 宅	1 件	388,500 円
			増 改 築 基 準 が さ 住 適 用 る 宅	1 件	599,800 円
		床 面 積 の 合 計 が 3,000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 5,000 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の	新 改 築 準 用 る が さ 住 宅	1 件	696,500 円
			増 改 築 基 準 が さ 住 適 用 る 宅	1 件	1,074,100 円
		床 面 積 の 合 計 が 5,000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 10,000 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の	新 改 築 準 用 る が さ 住 宅	1 件	1,199,300 円
			増 改 築 基 準 が さ 住 適 用 る 宅	1 件	1,847,100 円
		床 面 積 の 合 計 が 10,000 平 方 メ ー ト ル を 超 え る も の	新 改 築 準 用 る が さ 住 宅	1 件	2,223,500 円
			増 改 築 基 準 が さ 住 適 用 る 宅	1 件	3,419,400 円
2	法第 6 条第 2 項(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出に対する審査	附表 1 の左欄及び中欄に掲げる事務		1 件	同表の右欄に定める金額

3	<p>法第 6 条第 2 項(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の申請を行う場合に、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定を要するものに限る。)(当該申出をするときに建築基準法第 18 条の 2 第 1 項の規定により大阪府知事から委任を受けた構造計算適合性判定機関(当該機関が無い場合には大阪府知事)が同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書又はその写しの提出がない場合に限る。)に対する審査</p>	<p>附表 2 の左欄及び中欄に掲げる事務</p>		1 件	同表の右欄に定める金額
4	<p>法第 6 条第 2 項(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)に対する審査</p>	<p>附表 3 の左欄及び中欄に掲げる事務</p>		1 件	同表の右欄に定める金額
5	<p>法第 8 条第 1 項の規定による変更の認定(以下この項において「変更の認定」という。)の申請に対する審査</p>	<p>ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関により法第 6 条第 1 項各号(第 3 号を除く。)に掲げる基準に適</p>	<p>新築が用れる住宅 基準適さる</p>	1 件	1,600 円

		合していると認められた住宅に係るもの	増築 改基が 用れ住 築準適 さる宅	1 件	2,300 円
		イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書(当該変更の認定に係るもので、同法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価に係る部分について法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合するものに限る。)が交付された住宅に係るもの	新築 改基が 用れ住 築準適 さる宅	1 件	5,500 円
		ウ その他	新築 改基が 用れ住 築準適 さる宅	1 件	12,000 円。ただし、法第 5 条第 4 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項のみの変更の場合については、2,200 円。
			増築 改基が 用れ住 築準適 さる宅	1 件	18,600 円。ただし、法第 5 条第 4 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項のみの変更の場合については、2,200 円。
6	法第 9 条第 1 項の規定による申請に対する審査			1 件	1,500 円
7	法第 10 条の承認			1 件	1,500 円
8	法第 5 条第 1 項から第 3 項までの認定、法第 8 条第 1 項の変更の認定又は法第 10 条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であることの証明			1 通	2,000 円

備考

- 1 この表の 1 の項中の用語の意義は、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成 21 年国土交通省令第 3 号)及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成 21 年国土交通省告示第 209 号)によるものとする。
- 2 備考 1 の規定にかかわらず、この表の 1 の項において、「床面積の合計」とは認定の申請に係る住宅の床面積の合計をいう。ただし、認定の申請に係る住宅が共同住宅等である場合については、当該住宅を含む建築物の床面積の合計とする。
- 3 この表の 1 の項において、床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところによる。
- 4 この表の 1 の項(イ欄は除く。)について、申請に係る住宅が共同住宅等である場合に限り、事務の欄に掲げる区分ごとに定める金額を当該住宅に含まれる認定対象住戸(同時に申請しようとするものに限る。)すべての数で除して得た額(その額に 100 円未満の端数がある場合は、これを 100 円に切り上げた額)とする。ただし、同項のア欄にあつては算出した額が 1,600 円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては 2,000 円)に満たない場合は、その手数料の額は 1,600 円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては 2,000 円)、ウ欄にあつては算出した額が 5,500 円に満たない場合は、その手数料の額は 5,500 円、エ欄にあつては算出した額が 12,000 円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては 18,300 円)に満たない場合は、その手数料の額は 12,000 円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては 18,300 円)とする。
- 5 この表の 3 の項に定める金額は、認定の申請ごとに 3,300 円を加えた額とする。
- 6 この表の 5 の項ウ欄について、法第 5 条第 4 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項のみの変更で申請に係る住宅が共同住宅等である場合に限り、2,200 円を当該住宅に含まれる認定対象住戸(同時に申請しようとするものに限る。)すべての数で除して得た額(その額に 100 円未満の端数がある場合は、これを 100 円に切り上げた額)とする。ただし、その額が 100 円に満たない場合は、その手数料の額は、100 円とする。

別表第 15(第 2 条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律関係

項	事務			単位	金額	
1	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。)第53条第1項の規定による認定の申請及び法第55条第1項の変更の認定の申請(認定に係る評価手法の変更に係るものに限る。)に対する審査	ア 非住宅建築物	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この表において「技術的基準」という。)に適合すると認めたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	11,000円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	30,700円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	91,600円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	144,900円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	182,900円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方	1件	228,600円	

				メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの		
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	319,900 円
		評価手法の種別がその他のもの	モデル建物法によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	101,500 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	168,500 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	271,200 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	353,400 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が	1 件	424,200 円

					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの		
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	497,300 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	643,400 円
				その他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	261,300 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	421,200 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	600,000 円
					認定の申請に係る部分の床面積の	1 件	738,500 円

				合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの		
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	872,400 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	994,900 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	1,240,000 円
	イ 一戸建ての住宅	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの			1 件	5,600 円
		認定に係る評価手法がその他のもの		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	1 件	41,400 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	1 件	46,000 円
	ウ 共同	認定に係る評価		認定の申請	1 件	11,000 円

		住宅等	手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	23,200円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	51,400円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	91,800円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	147,700円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	223,500円

				方メートル未満のもの		
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	339,400円
			認定に係る評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	81,000円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	133,500円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	225,600円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	322,400円
				認定の申請に係る部分の床面積の	1件	632,400円

			合計が 10,000平方 メートル以 上 25,000平 方メートル 未満のもの		
			認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 25,000平方 メートル以 上 50,000平 方メートル 未満のもの	1件	1,116,900円
			認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 50,000平方 メートル以 上のもの	1件	2,050,900円
2	法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に対する審査		附表1の左 欄及び中欄 に掲げる事 務	1件	同表の右欄 に定める金 額
3	法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第6条第1項の申請を行う場合に、同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要するものに限る。)(当該申出をするときに建築基準法第18条の2第1項の規定により大阪府知事から委任を受けた構造計算適合性判定機関(当該機関が無い場合には大阪府知事)が同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書又はその写しの提出がない場合に限る。)に対する審査		附表2の左 欄及び中欄 に掲げる事 務	1件	同表の右欄 に定める金 額
4	法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)に対する審査		附表3の左 欄及び中欄 に掲げる事 務	1件	同表の右欄 に定める金 額

5	法第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査	ア 非住宅建築物	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	6,100円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	16,000円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	46,400円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	73,100円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	92,100円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上	1件	114,900円

				上 50,000 平方メートル未満のもの		
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	160,600 円
		評価手法の種別がその他のもの	モデル建物法によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	51,400 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	84,900 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	136,200 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	177,300 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方	1 件	212,700 円

					メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの		
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	249,200 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	322,300 円
				その他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	131,300 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	211,200 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	300,600 円

				認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	369,800円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	436,800円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	498,100円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	620,600円
		イ	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの		1件	3,400円
		ー	認定に係る評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件	21,300円
		建		認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平	1件	23,600円
		て				
		の				
		住				
		宅				

			方メートル以上のもの			
		ウ 共 同 住 宅 等	認定に係る評価 手法が登録住宅 性能評価機関等 が技術的基準に 適合すると認め たもの	認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が300平 方メートル 未満のもの	1件	6,100円
				認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が300平 方メートル 以上2,000平 方メートル 未満のもの	1件	12,200円
				認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が2,000 平方メートル 以上5,000 平方メートル 未満のもの	1件	26,300円
				認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が5,000 平方メートル 以上10,000平 方メートル未 満のもの	1件	46,600円
				認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が10,000平 方メートル以 上25,000平 方メートル未 満のもの	1件	74,600円
				認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が	1件	112,900円

			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの		
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	171,300 円
		認定に係る評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	41,100 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	67,400 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	113,500 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	161,900 円
			認定の申請に係る部分の床面積の	1 件	317,000 円

			合計が 10,000平方 メートル以 上 25,000平 方メートル 未満のもの		
			認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 25,000平方 メートル以 上 50,000平 方メートル 未満のもの	1件	559,600円
			認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 50,000平方 メートル以 上のもの	1件	1,027,100円
6	法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の認定を受けたことを証する書面の交付			1通	2,000円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 非住宅建築物 人の居住の用のみに供する建築物(共用部を含む。以下この表において「住宅」という。)以外の用途のみに供する建築物をいう。
 - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表の1の項(同表の5の項において同じ。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 登録住宅性能評価機関等 それぞれ次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - ア 非住宅建築物又は住宅の部分及び非住宅建築物の部分を有する建築物(以下この表において「複合建築物」という。)に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に限る。)又は登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合

理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。)

イ 住宅又は複合建築物の住宅の部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関

(2) モデル建物法によるもの 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)の第1の1-2ただし書き及び2-1ただし書き又は第3の2-1ただし書きに基づき羽曳野市が認める認定の基準により評価したものをいう。

3 この表の1の項(同表の5の項において同じ。)において、床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

4 この表の1の項(同表の5の項において同じ。)において、申請をしようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、同表のア非住宅建築物の金額の欄に定める金額に、同表イ一戸建ての住宅又は同表ウ共同住宅等の金額の欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。

5 この表の3の項に定める金額は、認定の申請ごとに3,300円を加えた額とする。

6 この表の5の項において、直前の認定と認定に係る評価手法が同一の場合の変更の金額であり、認定に係る評価手法の変更に係る場合は表の1の項に定める金額とする。

別表第18を別表第19とし、別表第17を別表第18とし、別表第16を別表第17とし、別表第15の次に次の1表を加える。

別表第16(第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

項	事務				単位	金額
1	建築物のエネルギー	ア 非住宅建	認定に係る評価手法が登録住宅	認定の申請に係る部分の床面積	1件	11,000円

<p>一消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）第29条第1項の規定による認定の申請及び法第31条第1項の変更の認定の申請（認定に係る評価手法の変更に係るものに限る。）に対する審査</p>	<p>建築物</p>	<p>性能評価機関等が法第30条第1項各号に掲げる基準（以下この表において「性能向上基準」という。）に適合すると認められたもの</p>	<p>の合計が300平方メートル未満のもの</p>		
			<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件</p>	<p>30,700円</p>
			<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件</p>	<p>91,600円</p>
			<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件</p>	<p>144,900円</p>
			<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件</p>	<p>182,900円</p>

				の			
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	228,600 円	
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	319,900 円	
			認定に係る評価手法がその他のもの	モデル建物法によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	99,200 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	166,200 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メ	1 件	269,000 円

				メートル未満のもの		
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	351,100 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	421,900 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	495,000 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	641,100 円
			その他	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	259,000 円

				のもの	る部分の床面積 の合計が 300 平 方メートル未満 のもの		
					認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 300 平 方メートル以上 2,000 平方メー トル未満のもの	1 件	418,900 円
					認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メ ートル未満のも の	1 件	597,700 円
					認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メ ートル未満のも の	1 件	736,200 円
					認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メ	1 件	870,100 円

				ートル未満のもの		
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	992,600 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	1,237,700 円
	イ	戸建ての住宅	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの		1 件	5,600 円
			認定に係る評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	1 件	39,100 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	1 件	43,700 円
	ウ	共同住宅	認定に係る評価手法が登録住宅	認定の申請に係る部分の床面積	1 件	11,000 円

		等	性能評価機関等 が性能向上基準 に適合すると認 めたもの	の合計が 300 平 方メートル未満 のもの		
				認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 300 平 方メートル以上 2,000 平方メー トル未満のもの	1 件	23,200 円
				認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メ ートル未満のも の	1 件	51,400 円
				認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メ ートル未満のも の	1 件	91,800 円
				認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メ ートル未満のも	1 件	147,700 円

				の		
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	223,500 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	339,400 円
			認定に係る評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	78,700 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	131,200 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メ	1 件	223,400 円

				メートル未満のもの		
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	320,100 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	630,100 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	1,114,700 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	2,048,600 円
2	法第 30 条第 2 項(法第 31 条第 2 項に			附表 1 の左欄及	1 件	同表の右欄

	において準用する場合を含む。)の規定による申出に対する審査			び中欄に掲げる事務		に定める金額
3	法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第6条第1項の申請を行う場合に、同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合判定を要するものに限る。)(当該申出をするときに建築基準法第18条の2第1項の規定により大阪府知事から委任を受けた構造計算適合性判定機関(当該機関が無い場合には大阪府知事)が同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書又はその写しの提出がない場合に限る。)に対する審査			附表2の左欄及び中欄に掲げる事務	1件	同表の右欄に定める金額
4	法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)に対する審査			附表3の左欄及び中欄に掲げる事務	1件	同表の右欄に定める金額
5	法第31条第1項の規定による変更の認定の	ア 非住宅建築物	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	6,100円

申請に対する審査	めたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	16,000 円
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	46,400 円
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	73,100 円
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	92,100 円
		認定の申請に係る部分の床面積	1 件	114,900 円

				の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの			
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	160,600 円	
			認定に係る評価手法がその他のもの	モデル建物法によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	50,200 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	83,700 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	135,100 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	1 件	176,200 円

					る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの		
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	211,600 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	248,100 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	321,100 円
				その他 のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満	1 件	130,100 円

					のもの		
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	210,000 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	299,500 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	368,700 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	435,700 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	496,900 円

				る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの		
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	619,500 円
	イ	戸建ての住宅	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの		1 件	3,400 円
			認定に係る評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	1 件	20,200 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	1 件	22,500 円
	ウ	共同住宅等	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	6,100 円

			めたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	12,200 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	26,300 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	46,800 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	74,600 円
				認定の申請に係る部分の床面積	1 件	112,900 円

			の合計が 25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メ ートル未満のも の		
			認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 50,000 平方メートル以 上のもの	1 件	171,300 円
		認定に係る評価 手法がその他の もの	認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 300 平 方メートル未満 のもの	1 件	40,000 円
			認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 300 平 方メートル以上 2,000 平方メー トル未満のもの	1 件	66,200 円
			認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メ ートル未満のも の	1 件	112,300 円
			認定の申請に係	1 件	160,800 円

				る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの		
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	315,800 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	558,400 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	1,025,900 円
6	法第 36 条第 1 項の規定による認定	ア 非住宅建築物	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が法第 2 条第 3 号	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満	1 件	11,000 円

の申請に 対する審 査	に規定する建築 物エネルギー消 費性能基準(以下 この表において 「消費性能基準」 という。)に適合 すると認めたも の	のもの		
		認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 300 平 方メートル以上 2,000 平方メー トル未満のもの	1 件	30,700 円
		認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メ ートル未満のも の	1 件	91,600 円
		認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メ ートル未満のも の	1 件	144,900 円
		認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メ ートル未満のも の	1 件	182,900 円
		認定の申請に係	1 件	228,600 円

				る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの			
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	319,900 円	
			認定に係る評価手法がその他のもの	モデル建物法によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	99,200 円
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの			1 件	166,200 円	
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの			1 件	269,000 円	

				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	351,100 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	421,900 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	495,000 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	641,100 円
			その他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平	1 件	259,000 円

					方メートル未満のもの		
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	418,900 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	597,700 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	736,200 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	870,100 円

				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	992,600 円	
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	1,237,700 円	
	イ	一	戸建ての住宅	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの	1 件	5,600 円	
				認定に係る評価手法がその他のもの			
				仕様基準によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	1 件	20,100 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上	1 件	21,600 円
				その他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平	1 件	39,100 円

				方メートル未満のもの		
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	1 件	43,700 円
		ウ 共同住宅等	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	11,000 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	23,100 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	51,300 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以	1 件	91,600 円

				上 10,000 平方メートル未満のもの			
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	147,200 円	
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	222,500 円	
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	337,400 円	
			認定に係る評価手法がその他のもの	仕様基準によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	37,600 円
					認定の申請に係る部分の床面積	1 件	65,000 円

					の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	117,500 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	177,600 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	326,000 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以	1 件	551,300 円

					上 50,000 平方メートル未満のもの		
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	966,800 円
				その他 のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	78,700 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	131,200 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	223,300 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000	1 件	319,900 円

					平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの		
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	629,700 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	1,113,700 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	2,046,600 円
7	法第 30 条第 1 項(法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は法第 36 条第 2 項の認定を受けたことを証する書面の交付				1 通	2,000 円	

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 非住宅建築物 人の居住の用のみに供する建築物(共用部を含む。以下この

表において「住宅」という。)以外の用途のみに供する建築物をいう。

(2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

(3) 登録住宅性能評価機関等 それぞれ次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

ア 非住宅建築物又は住宅の部分及び非住宅建築物の部分をもつ建築物(以下この表において「複合建築物」という。)に係る認定の場合 登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。)

イ 住宅又は複合建築物の住宅の部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)又は登録建築物調査機関

2 この表の1の項(同表の5の項において同じ。)において「モデル建物法によるもの」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価したものをいう。

3 この表の6項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) モデル建物法によるもの 省令第1条第1号ロに定める基準により評価したものをいう。

(2) 仕様基準によるもの 申請しようとする建築物のうち住宅部分全てを、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年度国土交通省告示第266号)により評価したものをいう。

(3) 建設住宅性能評価書 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。

4 この表の1の項(同表の5の項及び6の項において同じ。)において、床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

5 この表の1の項(同表の5の項及び6の項において同じ。)において、申請しようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、同表のア非住宅建築物の金額の欄に定める金額に、同表イ一戸建ての住宅又は同表ウ共同住宅等の金額の欄に

定める金額を加算するものとする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。

6 この表の3の項に定める金額は、認定の申請ごとに3,300円を加えた額とする。

7 この表の5の項に定める金額は、直前の認定と認定に係る評価手法が同一の場合の変更の額であり、認定に係る評価手法の変更に係る場合は表の1の項に定める額とする。

別表第19の次に附表として次の3表を加える。

附表1

申出に係る確認の手数料表(別表第14、別表第15、別表第16関係)

項	事務	単位	金額
1	床面積の合計が100平方メートル以下のもの	1件	33,000円
2	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件	44,000円
3	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件	60,000円
4	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件	87,000円
5	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件	116,000円
6	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件	275,000円
7	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件	470,000円
8	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件	730,000円

備考

1 この表中の用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令における用語の意義によるものとする。

2 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め

る面積とする。

- (1) 建築物(建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この表及び次表において同じ。)の建築(建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。以下この表及び次表において同じ。)をする場合(次号に掲げる場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積
- (2) 建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。) 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を合計した面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。
 - ア 既存の建築物について、平成12年6月1日以後に建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付(以下この表において「確認済証の交付」という。)を受けたものである場合
 - イ 住宅(長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。)のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下である増築で、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合(アに掲げる場合を除く。)
- (3) 大規模の修繕(建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下この表及び次表において同じ。)又は大規模の模様替(建築基準法第2条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下この表及び次表において同じ。)をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この号において、「当該修繕等」という。)に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を合計した面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けたものである場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積とする。
- (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画を変更する部分の床面積(羽曳野市建築基準法施行条例(平成15年条例第34号)別表附表1の備

考 1 第 4 号の別に規則で定めるところにより算定したものに限り。)に 0.5 を乗じて得た面積とする。

3 建築物が建築基準法第 86 条の 8 第 1 項又は第 3 項の規定により認定を受けたものである場合にあっては、備考 2 に定める面積に 0.5 を乗じて得た面積を床面積の合計とする。

4 この表は、書類又は図書のみにより申出を行う場合に適用するものとし、磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下附表 3 において同じ。)により申出を行う場合においては、それぞれこの表に定める額から 2,000 円を減じた額とする。

附表 2

申出に係る構造計算適合性判定の手数料表(別表第 14、別表第 15、別表第 16 関係)

項	事務	単位	金額
1	床面積の合計が 200 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件 95,800 円
		構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1 件 126,500 円
2	床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件 108,200 円
		構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1 件 151,200 円
3	床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件 120,600 円
		構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1 件 175,900 円
4	床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件 132,900 円
		構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1 件 200,600 円

5	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件	150,800 円
		構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1 件	239,700 円
6	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件	190,100 円
		構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1 件	318,300 円
7	床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるのもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件	321,500 円
		構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1 件	584,700 円

備考

- この表中の用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令における用語の意義によるものとする。
- 「床面積の合計」とは、構造計算適合性判定に準じた審査に係る 1 の建築物ごと(建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。)の床面積の合計をいう。ただし、建築基準法第 6 条の 3 第 7 項に規定する適合判定通知書又は建築基準法第 18 条の 2 第 1 項の規定により委任を受けた構造計算適合性判定機関(当該機関が無い場合には大阪府知事)が同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、当該構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積に 2 を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を合計した面積)に 0.5 を乗じて得た面積とする。

附表 3

申出に係る昇降機の確認の手数料表(別表第 14、別表第 15、別表第 16 関係)

項	事務	単位	金額
1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合	1 件	21,000 円
2	確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	1 件	13,000 円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合	1 件	11,000 円
4	確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	1 件	9,000 円

備考

- 1 この表中の用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令における用語の意義によるものとする。
- 2 この表に定める額は、1 の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。
- 3 この表は、書類又は図書のみにより申出を行う場合に適用するものとし、磁気ディスク等により申出を行う場合においては、それぞれこの表に定める額から 2,000 円を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第 14 及び同表第 15 の規定は、この条例の施行の日以後に行われた申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新		旧	
<p>(手数料を徴収する事務及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務並びに手数料の単位及び金額は、別表第1から別表第19までに掲げるとおりとする。 第3条～第6条 省略 附則 省略 別表第1～別表第13 省略 別表第14(第2条関係)</p>		<p>(手数料を徴収する事務及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務並びに手数料の単位及び金額は、別表第1から別表第18までに掲げるとおりとする。 第3条～第6条 省略 附則 省略 別表第1～別表第13 省略 別表第14(第2条関係)</p>	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係			
項	事務	単位	金額
1	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に対する審査</p> <p>ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、法第5条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを認められた住宅</p>	<p>新築基準が適用される住宅</p> <p>増改築基準が適用される住宅</p> <p>新築基準が適用される住宅</p> <p>増改築基準が適用される住宅</p> <p>新築基準が適用される住宅</p> <p>増改築基準が適用される住宅</p>	<p>9,500円</p> <p>13,200円</p> <p>17,400円</p> <p>24,600円</p> <p>30,100円</p> <p>42,500円</p>
	<p>床面積の合計が200平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超過するもの</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超過するもの</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超過するもの</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超過するもの</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超過するもの</p>	<p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p>	<p>9,500円</p> <p>17,400円</p> <p>30,100円</p> <p>47,900円</p>

<p>10,000 平方メートル以下のもの</p>	<p>10,000 平方メートル以下のもの</p>	<p>が適用される住宅</p>	<p>1件</p>	<p>2,223,500 円</p>	<p>法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に対する審査</p>	<p>を 超え 10,000 平方メートル以下のもの</p>
<p>10,000 平方メートルを超過するもの</p>	<p>10,000 平方メートルを超過するもの</p>	<p>新築基準が適用される住宅</p>	<p>1件</p>	<p>3,419,400 円</p>	<p>法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に対する審査</p>	<p>床面積の合計が 10,000 平方メートルを超過するもの</p>
<p>2</p>	<p>法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に対する審査</p>	<p>附表 1 の左欄及び中欄に掲げる事務</p>	<p>1件</p>	<p>同表の右欄に定める金額</p>	<p>法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築主事による法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)において「構造計算適合性審査」という。)を行う長期優良住宅建築等計画に係るもので、当該申出をするときに建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書(以下この表において</p>	<p>1件</p>
<p>3</p>	<p>法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築主事による法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)において「構造計算適合性審査」という。)を行う長期優良住宅建築等計画に係るもので、当該申出をするときに建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書(以下この表において</p>	<p>附表 2 の左欄及び中欄に掲げる事務</p>	<p>1件</p>	<p>同表の右欄に定める金額</p>	<p>法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築主事による法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)において「構造計算適合性審査」という。)を行う長期優良住宅建築等計画に係るもので、当該申出をするときに建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書(以下この表において</p>	<p>1件</p>

					4	<p>法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。) 規定による申出(構造計算適合性判定を行う等計画に係るもので、当該申出をするときに適合判定通知書の提出がない場合に限る。)に対する審査</p>	<p>判定を行う床面積が200平方メートル以下のもの</p>	<p>構造計算の方法が大臣認定プログラム</p>	<p>1件</p>	<p>95,800円</p>	<p>平方メートルを超えるもの</p>
<p>準に適合していると考えられる住宅に係るもの</p>	<p>品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(当該変更の認定に係るもので、同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書に係る部分について法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するものに限る。)が交付された住宅に係るもの</p>	<p>新築基準が適用される住宅</p>	<p>1件</p>	<p>5,500円</p>				<p>判定を行う床面積が200平方メートル以下のもの</p>	<p>構造計算の方法が大臣認定プログラム</p>	<p>1件</p>	<p>120,600円</p>
<p>ウ その他</p>		<p>新築基準が適用される住宅</p>	<p>1件</p>	<p>12,000円。ただし、法第5条第4項第4号から第6号</p>			<p>判定を行う床面積が1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>構造計算の方法が大臣認定プログラム</p>	<p>1件</p>	<p>175,900円</p>	<p>平方メートルを超えるもの</p>
							<p>判定を行う床面積が500平方メートルを超える1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>構造計算の方法が大臣認定プログラム</p>	<p>1件</p>	<p>151,200円</p>	
							<p>判定を行う床面積が500平方メートルを超える1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>構造計算の方法が大臣認定プログラム</p>	<p>1件</p>	<p>108,200円</p>	
							<p>判定を行う床面積が1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>構造計算の方法が大臣認定プログラム</p>	<p>1件</p>	<p>132,900円</p>	

						までに掲げる 事項のみの変 更の場合につ いては、2,200 円。	増改築 基準が 適用さ れる住 宅	1件	18,600円。た だし、法第5 条第4項第4 号から第6号 までに掲げる 事項のみの変 更の場合につ いては、2,200 円。
6		法第9条第1項の規定による申請に対する審査	1件	1,500円	法第9条第1項から第3項までの認定、法第8条第1項の変更の認定又は法第10条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であること				
7		法第10条の承認	1件	1,500円					
8		法第5条第1項から第3項までの認定、法第8条第1項の変更の認定又は法第10条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であること	1通	2,000円					

備考

- この表の1の項中の用語の意義は、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)及び長期使用構造等とすするため措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)によるものとする。
- 備考1の規定にかかわらず、この表の1の項において、「床面積の合計」とは認定の申請に係る住宅の床面積の合計をいう。ただし、認定の申請に係る住宅が共同住宅等である場合については、当該住宅を含む建築物の床面積の合計とする。
- この表の1の項において、床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に定めるところによる。
- この表の1の項(イ欄は除く。)について、申請に係る住宅が共同住宅

5					法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条		構造計算の 方法が大臣 認定プログ ラム以外	1件	200,600円
		超え2,000 平方メートル 以下のもの	構造計算の 方法が大臣 認定プログ ラム以外					1件	
		判定を行う 床面積が 2,000平方 メートルを 超え10,000 平方メートル 以下のもの	構造計算の 方法が大臣 認定プログ ラム以外					1件	150,800円
		判定を行う 床面積が 10,000平方 メートルを 超え50,000 平方メートル 以下のもの	構造計算の 方法が大臣 認定プログ ラム以外					1件	239,700円
		判定を行う 床面積が 超え50,000 平方メートル 以下のもの	構造計算の 方法が大臣 認定プログ ラム以外					1件	190,100円
		判定を行う 床面積が 50,000平方 メートルを 超えるもの	構造計算の 方法が大臣 認定プログ ラム以外					1件	318,300円
		判定を行う 床面積が 超え50,000 平方メートル 以下のもの	構造計算の 方法が大臣 認定プログ ラム以外					1件	321,500円
		判定を行う 床面積が 超えるもの	構造計算の 方法が大臣 認定プログ ラム以外					1件	584,700円

等である場合に限り、事務の欄に掲げる区分ごとに定める金額を当該住宅に含まれる認定対象住戸(同時に申請しようとするものに限る。)すべての数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)とする。ただし、同項のA欄にあっては算出した額が1,600円(増改築基準が適用される住宅に係るもの)にあっては2,000円(増改築基準が適用されない場合は、その手数料の額は1,600円(増改築基準が適用される住宅に係るもの)にあっては2,000円)、ウ欄にあっては算出した額が5,500円に満たない場合は、その手数料の額は5,500円、工欄にあっては算出した額が12,000円(増改築基準が適用される住宅に係るもの)にあっては18,300円(増改築基準が適用される住宅に係るもの)にあっては18,300円)とする。

5 この表の3の項に定める金額は、認定の申請ごとに3,300円を加えた額とする。

6 この表の5の項ウ欄について、法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更で申請に係る住宅が共同住宅等である場合に限って、2,200円を当該住宅に含まれる認定対象住戸(同時に申請しようとするものに限る。)すべての数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)とする。ただし、その額が100円に満たない場合は、その手数料の額は、100円とする。

の2に規定する昇降機に係る部分を含む長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。)に対する審査

<p>定する場合を除く。)</p> <p>イ 確認済証の交付があった昇降機の計画(法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったもののみを含まれるものを含む。)を変更して昇降機を設置する場合</p>	<p>1基</p>	<p>13,000円</p>
<p>ウ 小荷物専用昇降機を設置する場合(工に規定する場合を除く。)</p>	<p>1基</p>	<p>11,000円</p>
<p>工 確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画(法第6条第5項の規定により確認済証の交付があ</p>	<p>1基</p>	<p>9,000円</p>

			<p>ったものと みなされる ものを含 む。)を^含変更 して小荷物 専用昇降機 を設置する 場合</p>		
6	<p>法第8条第1項の変更の認定</p>	<p>ア <u>住宅の 品質確保の 促進等に関 する法律第5 条第1項に規 定する登録 住宅性能評 価機関によ り法第6条第 1項各号(第3 号を除く。) に掲げる基 準に適合し ていると認 められた住 宅</u></p>	1件	1,600円	
		<p>イ <u>住宅の 品質確保の 促進等に関 する法律第6 条第1項に規 定する設計 住宅性能評 価書(同法第</u></p>	1件	5,500円。た だし、法第5 条第4項第4 号から第6号 までに掲げる 事項のみの変 更の場合につ いては、2,200	

		5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するものに限る。)が交付された住宅		円。
		ウ その他 の住宅	1件	12,000円。ただし、法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合については、2,200円。
7	法第9条第1項の申請に対する審査		1件	1,500円
8	法第10条の承認		1件	1,500円
9	法第5条第1項から第3項までの認定、法第8条第1項の変更の認定又は法第10条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であることとの証明		1通	2,000円

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 床面積 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号の床面積をいう。

- (2) 床面積の合計 建築をしようとする住宅の床面積の合計をいう。ただし、建築をしようとする住宅が人の居住の用に供する建築物の部分(以下「住宅部分」という。)である場合については、当該住宅部分を有する建築物の床面積の合計とする。
- (3) 構造計算適合性判定 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。
- (4) 大臣認定プログラム 建築基準法第20条第1項第2号イの規定によるプログラム又は同項第3号イの規定によるプログラムをいう。
- 2 この表の1の項(イ欄は除く。)について、建築をしようとする住宅が住宅部分である場合に限り、事務の欄に掲げる区分ごとに定める金額を同時にしようとする他の認定の申請(当該住宅部分を有する建築物の他の住宅部分に係るものに限る。)すべての数に1を加えた数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)とする。ただし、同項のア欄にあっては算出した額が1,600円に満たない場合は、その手数料の額は1,600円、ウ欄にあっては算出した額が5,500円に満たない場合は、その手数料の額は5,500円、エ欄にあっては算出した額が12,000円に満たない場合は、その手数料の額は12,000円とする。
- 3 この表の2の項の床面積の合計の算定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積(建築基準法第86条の8第1項の規定による認定(同条第3項の認定を含む。)に係る住宅にあっては、当該各号に定める面積に0.5を乗じて得た面積)とする。
- (1) 住宅の建築をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 建築に係る部分の床面積
- (2) 住宅の増築をする場合(増築後に既存の住宅と当該増築に係る部分が同一の住宅になる場合に限る。) 増築に係る部分の床面積に、増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の住宅について、平成12年6月1日以降に建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付(以下この表において「確認済証の交付」という。)があった場合(法第6条第5項(法第8条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))により確認済証の交付があったものとみなされる場合を含む。)は、増築に係る部分の床面積とする。

- (3) 確認済証の交付があった住宅の計画又は法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画(住宅の建築に係る部分に限る。以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。)を変更して住宅の建築をする場合 当該計画を変更する部分の床面積(次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める面積をいう。)に0.5を乗じて得た面積
- ア 床面積の増加する部分がない場合 次に掲げる面積の合計(変更前の床面積の合計を超える場合には、変更前の床面積の合計)
(ア) 計画を変更する階の変更前の床面積
(イ) 敷地又は基礎を変更する場合にあっては、変更後の建築面積
(ウ) 面積を算定することが困難な変更部分がある場合にあっては、100平方メートル
- イ 床面積の増加する部分がある場合 次に掲げる面積の合計
(ア) 床面積の増加する部分を除いた部分につきアに定める面積の算定方法により算定された面積の合計
(イ) 床面積の増加する部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積
- 4 この表の3の項において「審査を行う床面積」とは、構造計算適合性審査に係る住宅(住宅部分以外の部分を有する建築物の部分である住宅にあっては、当該建築物。備考5から7までにおいて同じ。)の床面積をいう。ただし、建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築主事による同法第6条第4項に規定する審査若しくは同法第18条第3項に規定する審査が行われて確認済証の交付があった住宅の計画又は構造計算適合性審査が行われて法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる長期優良住宅建築等計画を変更して住宅の建築をする場合については、構造計算適合性審査に係る住宅の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。
- 5 この表の3の項に定める金額は、構造計算適合性審査が行われる1の住宅ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)の額とする。

6 この表の4の項において「判定を行う床面積」とは、構造計算適合性判定に係る住宅の床面積をいう。ただし、適合判定通知書の交付があった住宅の計画又は長期優良住宅建築等計画を変更して住宅の建築をする場合については、構造計算適合性判定に係る住宅の床面積(床面積の増加する部分がある場合)については、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。

7 この表の4の項に定める金額は、構造計算適合性判定が行われる1の住宅ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分)においては、当該建築物の部分ごと)の額とし、認定の申請ごとに3,300円を加えた額とする。

8 この表の6の項(ア欄は除く。)について、法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更で建築をしようとする住宅が住宅部分である場合に限り、2,200円を同時に申請しようとする他の変更の認定(当該住宅部分を有する建築物の他の住宅部分に係るものに限る。)すべての数に1を加えた数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)とする。ただし、その額が100円に満たない場合は、その手数料の額は、100円とする。

9 この表は、書類又は図書のみにより申請又は申出を行う場合に適用するものとし、同表の2の項及び5の項について、磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。)により申出を行う場合においては、それぞれに定める額から2,000円を減じた額とする。

別表第15(第2条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律関係

項	事務		単位	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下	ア 非住宅建築物 認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この表において「技	1件	11,000円
	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下	ア 住宅(人の居住の用に供する建築物又は建築物の部分に限る。以下この項及び6の項にお	1件	6,000円

都市の低炭素化の促進に関する法律関係

項	事務		単位	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下	ア 住宅(人の居住の用に供する建築物又は建築物の部分に限る。以下この項及び6の項にお	1件	6,000円
	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下	ア 住宅(人の居住の用に供する建築物又は建築物の部分に限る。以下この項及び6の項にお	1件	11,700円

律第 84	術的基準」とい	認定の申請	1件	30,700 円	下この表	いて「技術	の合計が 150 平		
号。以下	う。)に適合する	に係る部分	1件	91,600 円	「法」と	的基準」と	方メートルを	1件	19,800 円
この表	と認められたもの	の床面積の	1件	144,900 円	いう。)第	いう。)に適	超え 400 平方	1件	31,800 円
において		合計が 300	1件	182,900 円	53 条第 1	合すると認	メートル以下	1件	94,600 円
「法」		平方メートル	1件		項の規定	めたもの	の		
と		以上	1件		による認		認定の申請に係		
いう。)第		2,000 平方	1件		定の申請		る部分の床面積		
53 条第		メートル未	1件		に対する		の合計が 400 平		
1 項の規		満のもの	1件		審査		方メートルを		
定による		認定の申請	1件				超え 800 平方		
る認定		に係る部分	1件				メートル以下		
の申請		の床面積の	1件				のもの		
及び法		合計が	1件				認定の申請に係		
第 55 条		2,000 平方	1件				る部分の床面積		
第 1 項		メートル以	1件				の合計が 800 平		
の変更		上 5,000 平	1件				方メートルを		
の認定		方メートル	1件				超え 2,000 平方		
の申請		未満のもの	1件				メートル以下		
(認定に		認定の申請	1件				のもの		
係る評		に係る部分	1件				認定の申請に係		
価手法		の床面積の	1件				る部分の床面積		
の変更		合計が	1件				の合計が 2,000		
に係る		5,000 平方	1件				平方メートル		
ものに		メートル以	1件				を越え 4,000 平		
限る。)に		上 10,000 平	1件				方メートル以		
対す		方メートル	1件				下のもの		
る審査		未満のもの	1件				認定の申請に係		
		認定の申請	1件				る部分の床面積		
		に係る部分	1件				の合計が 4,000		
		の床面積の	1件				平方メートル		
		合計が	1件				を越え 8,000 平		
		10,000 平方	1件						

平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	271,200円							
認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	353,400円							
認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	424,200円							
平方メートルを超え400平方メートル以下のもの	1件	117,700円							
認定の申請に係る部分の床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以下のもの	1件	161,800円							
認定の申請に係る部分の床面積の合計が800平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件	233,900円							
認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以下のもの	1件	333,000円							

		497,300 円	1 件	1 件 認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
		643,400 円	1 件	1 件 認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
その他のもの		261,300 円	1 件	1 件 認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		421,200 円	1 件	1 件 認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの

			1 件	1 件 下のもの 認定の申請に係る部分の床面積の合計が 8,000 平方メートルを超え 16,000 平方メートル以下のもの	453,700 円
			1 件	1 件 認定の申請に係る部分の床面積の合計が 16,000 平方メートルを超え 24,000 平方メートル以下のもの	591,500 円
			1 件	1 件 認定の申請に係る部分の床面積の合計が 24,000 平方メートルを超え 300 平方メートル以下のもの	688,300 円
		登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	1 件	1 件 認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	11,700 円
	イ 住宅以外の建築物又は建築物の部分(ウに規定するものを除く。)		1 件	1 件 認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートルを	32,700 円

認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	600,000 円	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	97,400 円
認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	738,500 円	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	154,100 円
認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	872,400 円	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	194,500 円
認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	1 件	994,900 円	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	1 件	243,000 円

ウ 共同住宅等	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価基準に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1件	11,000 円					25,000 平方メートル以下のもの	1件	606,300 円
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1件	23,200 円					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	1件	11,700 円
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1件	51,400 円					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超過 2,000 平方メートル以下のもの	1件	32,700 円
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上	1件	91,800 円					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超過 5,000 平方メートル以下のもの	1件	97,400 円
		認定の申請に係る部分の床面積の合計	1件					ウ 住宅以外の建築物又は建築物の部分(建築物の外壁、窓等を通して熱の損失の防止のための措置に関する評価を要するものに限る。)	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000	1件	154,100 円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの				
認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	147,700円		
認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	223,500円		
認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	339,400円		

平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件	194,500円		
認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	1件	243,000円		
認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件	291,600円		
認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件	464,700円		
認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	1件	661,300円		

認定に係る評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	81,000 円	
	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	133,500 円	
	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	225,600 円	

2	法第 54 条第 2 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出に対する審査 認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの 認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下のもの 認定の申請に係る部分の床面積の合計が 100 平方メートル以下のもの	1 件 1 件 1 件	811,000 円 955,800 円 1,090,900 円	33,000 円

				もの 認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	2,050,900円
2	法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に対する審査	附表1の左欄及び右欄に掲げる事務	1件	同表の右欄に定める金額		
3	法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築主事による法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)に規定する審査(以下この表において「構造計算適合性審査」という。)を行う低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。))に係るもので、当該申出をするときに建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書(以下この表において「適合判定通知書」という。)の提出がない場合に限る。)に対する審査	附表2の左欄及び右欄に掲げる事務	1件	同表の右欄に定める金額		
4	法第54条第2項(法第55条第2項において	附表3の	1件	同表の右欄に		

				え50,000平方メートル以下のもの	1件	730,000円
				床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件	117,100円
3	法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築主事による法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)に規定する審査(以下この表において「構造計算適合性審査」という。)を行う低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。))に係るもので、当該申出をするときに建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書(以下この表において「適合判定通知書」という。)の提出がない場合に限る。)に対する審査		1件	140,000円		
				審査を行う床面積の合計が200平方メートル以下のもの	1件	162,800円
				審査を行う床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	1件	185,700円
				審査を行う床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	1件	221,900円

				定める金額	
5	法第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 ア 非住宅建築物 認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 1件 1件	6,100円 16,000円 46,400円	左欄及び中欄に掲げる事務 認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

4	法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(構造計算適合性判定を行う低炭素建築物新築等計画に係るもので、当該申出をするときに適合判定通知書の提出がない場合に限る。)に対する審査	判定を行う床面積が200平方メートル以下のもの 判定を行う床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件 1件 1件 1件	95,800円 126,500円 108,200円 151,200円	面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 審査を行う床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 審査を行う床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のもの 構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法

					法が大臣認定 プログラム 構造計算の方 法が大臣認定 プログラム以 外の方法	1件	318,300円
				う床面積 が10,000 平方メー トルを超 え50,000 平方メー トル以下 のもの	構造計算の方 法が大臣認定 プログラム 構造計算の方 法が大臣認定 プログラム以 外の方法	1件	321,500円
				判定を行 う床面積 が50,000 平方メー トルを超 えるもの	構造計算の方 法が大臣認定 プログラム 構造計算の方 法が大臣認定 プログラム以 外の方法	1件	584,700円
			5	法第54条第2項(法第55条第2項 において準用する場合を含む。)の 規定による申出(建築基準法第87 条の2に規定する昇降機に係る部 分を含む低炭素建築物新築等計画 に係るものに限る。)に対する審査	ア 昇降機(小 荷物専用昇降 機を除く。以下 この表におい て同じ。)を設 置する場合(イ に規定する場 合を除く。) イ 確認済証 の交付があつ た昇降機の計 画(法第54条第 5項の規定によ り確認済証の 交付があった ものとみなさ	1基	21,000円
もの <u>認定の申請</u> <u>に係る部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が</u> 50,000平 方メートル 以上の もの	1件	160,600円					
認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が300 平方メー トル未 満のもの	1件	51,400円					
認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が300 平方メー トル以上 2,000平方 メートル 未満のも の	1件	84,900円					
認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 2,000平方	1件	136,200円					

方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの		322,300円	1件		方メートルを 超え400平方メートル以下の もの		10,600円
認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの		131,300円	1件		認定の申請に係る部分の床面積の合計が400平方メートルを 超え800平方メートル以下の もの		16,600円
その他 の もの		211,200円	1件		認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを 超え4,000平方メートル以下 のもの		27,500円
							47,900円

<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>1件</u>	<u>300,600 円</u>	<u>下のもの</u> <u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 8,000 平方メートルを超え 16,000 平方メートル以下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>76,200 円</u>
<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>1件</u>	<u>369,800 円</u>	<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 16,000 平方メートルを超え 24,000 平方メートル以下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>96,400 円</u>
<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>1件</u>	<u>436,800 円</u>	<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 24,000 平方メートルを超え</u> <u>るもの</u> <u>その他のもの</u>	<u>1件</u>	<u>101,600 円</u> <u>21,500 円</u> <u>42,500 円</u>

		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1件	498,100 円	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 400 平方メートルを 超え 800 平方メートル以下のもの	1件	59,500 円
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 800 平方メートルを 超え 2,000 平方メートル以下のもの	1件	620,600 円	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 800 平方メートルを 超え 2,000 平方メートル以下のもの	1件	81,600 円
	イ 建てた住宅	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	1件	3,400 円	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを 超え 4,000 平方メートル以下のもの	1件	117,700 円
		認定に係る評価手法がその他のもの	1件	21,300 円	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 4,000 平方メートルを 超え 8,000 平方メートル以下のもの	1件	167,200 円
		認定の申請	1件	23,600 円			

もの 認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	46,600円
もの 認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	74,600円
もの 認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件	112,900円

メートル以下 のもの 認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	1件	49,400円
メートル以下 のもの 認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件	77,700円
メートル以下 のもの 認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	1件	97,900円
その他の認定の申請に係るもの	1件	66,800円

<u>未</u> 満のもの	<u>1</u> 件		<u>171,300</u> 円				
<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>							
<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>1</u> 件		<u>41,100</u> 円				
<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>1</u> 件		<u>67,400</u> 円				
<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>1</u> 件		<u>113,500</u> 円				
<u>認定に係る評価手法がその他のもの</u>							
<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u>	<u>1</u> 件						<u>109,600</u> 円
<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの</u>	<u>1</u> 件						<u>170,300</u> 円
<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</u>	<u>1</u> 件						<u>218,500</u> 円
<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの</u>	<u>1</u> 件						<u>260,900</u> 円

						メートル以下のもの					
						認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの				1 件	303,800 円
						登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	ウ 住宅以外の建築物又は建築物の部分(建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に関する評価を要するものに限る。)			1 件	6,500 円
										1 件	17,000 円
										1 件	49,400 円
										1 件	77,700 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	161,900 円								
認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	317,000 円								
認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上 100,000 平方メートル未満のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 100,000 平方メートル以上 200,000 平方メートル未満のもの	1 件	559,600 円								

			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	1,027,100 円
6	法第 54 条第 1 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の認定を受けたことを証する書面の交付	1 通	2,000 円		

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 非住宅建築物 人の居住の用に供する建築物(共用部を含む。以下この表において「住宅」という。)以外の用途のみに供する建築物をいう。
 - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表の 1 の項(同表の 5 の項において同じ。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 登録住宅性能評価機関等 それぞれ次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

			を超える 10,000 平方メートル以下のもの	1 件	97,900 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下のもの	1 件	122,200 円
	その他のもの		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	1 件	146,500 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	1 件	233,000 円
			認定の申請に係る部分の床面積	1 件	331,300 円

ア 非住宅建築物又は住宅の部分及び非住宅建築物の部分^{を有する建築物(以下この表において「複合建築物」という。)}に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に限る。)又は登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。)

イ 住宅又は複合建築物の住宅の部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関

(2) モデル建物法によるもの 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)の第1の1-2ただし書き及び2-1ただし書き又は第3の2-1ただし書きに基づき羽曳野市が認める認定の基準により評価したものをいう。

3 この表の1の項(同表の5の項において同じ。)^{において、床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。}

4 この表の1の項(同表の5の項において同じ。)^{において、申請をしようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、同表のア非住宅建築物の金額の欄に定める金額、同表の表イ一戸建ての住宅又は同表ウ共同住宅等の金額の欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。}

5 この表の3の項に定める金額は、認定の申請ごとに3,300円を加えた額とする。

6 この表の5の項において、直前の認定と認定に係る評価手法が同一の

					の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	
				1件	認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	406,100円
				1件	認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	478,500円
				1件	認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	546,100円
7	法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)	の認定を受けたことを証する書面の交付		1通		2,000円

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

場合の変更の金額であり、認定に係る評価手法の変更に係る場合は表の1の項に定める金額とする。

- (1) 床面積 建築基準法施行令第2条第1項第3号の床面積をいう。
- (2) 構造計算適合性判定 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。

- (3) 大臣認定プログラム 建築基準法第20条第1項第2号イの規定によるプログラム又は同項第3号イの規定によるプログラムをいう。

2 この表の1の項(同表の6の項において同じ。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認定の申請に係る部分の床面積の合計 新築等(法第53条第1項に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。)をしようとする建築物又は建築物の部分のうち、法第53条第1項の規定による認定の申請に係る部分の床面積の合計をいう。

(2) 登録住宅性能評価機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、当該それぞれ次に定める者をいう。

ア 住宅のみの用途に供する建築物(共用部分を含む。)又は建築物の部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。)又は登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下この表において同じ。)

イ アの建築物以外の建築物の認定の場合 登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に限る。)又は登録建築物調査機関

3 この表の2の項において「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積(建築基準法第86条の8第1項の規定による認定(同条第3項の認定を含む。)に係る建築物にあっては、当該各号に定める面積に0.5を乗じて得た面積)とする。

(1) 建築物の建築(建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。以下この表において同じ。)をする場合(次号に掲げる場合を除く。)

—当該建築に係る部分の床面積

(2) 建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。) 当該増築に係る部分の床

<p>面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。</p> <p>ア 既存の建築物について、平成12年6月1日以後に、建築基準法第6条第1項の確認済証又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付(以下この表において「確認済証の交付」という。)があった場合(法第54条第5項(法第55条第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。))により確認済証の交付があったもののみなされる場合を含む。)</p> <p>イ 住宅(長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。)のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合(アに掲げる場合を除く。)</p> <p>(3) 大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又は建築物の用途を変更する場合 当該修繕、模様替又は用途の変更(以下この号において「当該修繕等」という。)に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積とする。</p> <p>(4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画を変更する部分の床面積(羽曳野市建築基準法施行条例(平成15年条例第34号)別表附表1の備考1第4号の別に規則で定めるところにより算定したものに限る。)に0.5を乗じて得た面積</p> <p>4 この表の3の項において「審査を行う床面積」とは、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積をいう。ただし、建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算</p>	
---	--

<p>基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築主事による同法第6条第4項に規定する審査若しくは同法第18条第3項に規定する審査が行われて確認済証の交付があった建築物の計画又は構造計算適合性審査が行われて法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる低炭素建築物新築等計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合)にあっては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。</p> <p>5 この表の3の項に定める金額は、構造計算適合性審査が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分)にあっては、当該建築物の部分ごとの額とする。</p> <p>6 この表の4の項において「判定を行う床面積」とは、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積をいう。ただし、適合判定通知書の交付があった建築物の計画又は低炭素建築物新築等計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合)にあっては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。</p> <p>7 この表の4の項に定める金額は、構造計算適合性判定が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分)にあっては、当該建築物の部分ごとの額とし、認定の申請ごとに3,300円を加えた額とする。</p> <p>8 この表は、書類又は図書のみにより申請又は申出を行う場合に適用するものとし、同表の2の項及び5の項について、磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。)により申出を行う場合においては、それぞれに定める額から2,000円を減じた額とする。</p>	
---	--

別表第 16(第 2 条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下この表において「法」という。)	事務	単位	金額
1	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下この表において「法」という。)</p> <p>第 29 条第 1 項の規定による認定の申請及び法第 31 条第 1 項の変更の認定の申請(認定に係る評価手法の変更に係るものに限る。)</p> <p>に対する</p>	<p>ア 非住宅建築物</p> <p>認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準(以下この表において「性能向上基準」という。)に適合すると認められたもの</p>	<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床</p>	<p>11,000 円</p> <p>30,700 円</p> <p>91,600 円</p> <p>144,900 円</p> <p>182,900 円</p>

審査					
		面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	228,600円	
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	319,900円	
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上	1件	99,200円	
	認定に 係る評価 手法が その 他の もの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	166,200円	
	モデル 建物 による もの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	269,000円	

係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	351,100円	
認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	421,900円	
認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	495,000円	
認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	641,100円	

面積の合計が50,000平方メートル以上のもの			
その他のもの	1件	259,000円	
認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの			
認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	418,900円	
認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			
認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	597,700円	
認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上			
認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上	1件	736,200円	
認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの			
認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	1件	870,100円	

			<p>に係る部分 の床面積の 合計が200平 方メートル 以上のもの</p>		
ウ 共同 住宅 等		<p>認定に係る評価 手法が登録住宅 性能評価機関等 が性能向上基準 に適合すると認 めたもの</p>	<p>認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が300平 方メートル 未満のもの</p>	1件	11,000円
			<p>認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が300平 方メートル 以上2,000平 方メートル 未満のもの</p>	1件	23,200円
			<p>認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が2,000 平方メート ル以上5,000 平方メート ル未満のも の</p>	1件	51,400円
			<p>認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が5,000</p>	1件	91,800円

<p>平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件</p>	<p>147,700円</p>	
<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件</p>	<p>223,500円</p>	
<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</p>	<p>1件</p>	<p>339,400円</p>	<p>78,700円</p>
<p>認定に係る評価手法がその他の</p>			

	<p>の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件</p>	<p>1,114,700円</p>
	<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件</p>	<p>2,048,600円</p>
<p>2</p>	<p>法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に対する審査</p>	<p>1件</p>	<p>同表の右欄に定める金額</p>
<p>3</p>	<p>法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第6条第1項の申請を行う場合に、同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合判定を要するものに限る。)(当</p>	<p>1件</p>	<p>同表の右欄に定める金額</p>

	<p>該申出をするときに建築基準法第18条の2第1項の規定により大阪府知事から委任を受けた構造計算適合性判定機関(当該機関が無い場合には大阪府知事)が同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書又はその写しの提出がない場合に限る。)に対する審査</p>	<p>附表3の左欄及び中欄に掲げる事務</p>	<p>1件</p>	<p>同表の右欄に定める金額</p>	
<p>4</p>	<p>法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る)に対する審査</p>		<p>1件</p>	<p>6,100円</p>	
<p>5</p>	<p>ア 非住宅建築物 認定に係る評価手法が登録住宅性能向上基準に適合すると認められたもの</p>	<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件</p>	<p>16,000円</p>	
		<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件</p>	<p>46,400円</p>	

		<u>に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	
	73,100 円	1 件	
	92,100 円	1 件	
	114,900 円	1 件	

	認定に係る評価手法がその他のもの	モデル建物法によるもの		
方メートル未満のもの		認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件	160,600円
方メートル未満のもの		認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	50,200円
方メートル未満のもの		認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	83,700円
方メートル未満のもの		認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	135,100円

	<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	1件	176,200円
	<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	1件	211,600円
	<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	1件	248,100円
	<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上</u>	1件	321,100円

上のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	130,100円		
	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	210,000円		
	認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	299,500円		
	認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	368,700円		
その他のもの					

			満のもの	1件	435,700円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	496,900円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	619,500円
1戸建ての住宅	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	認定に係る評価手法がその他の評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が	1件	3,400円
				1件	20,200円

ウ	共用住宅等	<u>認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの</u>	<u>200平方メートル未満のもの</u> <u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	1件	22,500円
			<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> <u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	1件	12,200円
			<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	1件	46,800円

			<u>1件</u>		<u>74,600円</u>
			<u>1件</u>		<u>112,900円</u>
			<u>1件</u>		<u>171,300円</u>
			<u>1件</u>		<u>40,000円</u>
			<u>1件</u>		<u>66,200円</u>
<u>10,000平方メートル未満のもの</u>	認定の申請に係る部分の床面積の合計が	<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>認定に係る評価手法がその他のもの</u>
<u>10,000平方メートル未満のもの</u>	認定の申請に係る部分の床面積の合計が	<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	
<u>25,000平方メートル未満のもの</u>	認定の申請に係る部分の床面積の合計が	<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>認定に係る評価手法がその他のもの</u>	
<u>50,000平方メートル未満のもの</u>	認定の申請に係る部分の床面積の合計が	<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>認定に係る評価手法がその他のもの</u>		
<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	認定の申請に係る部分の床面積の合計が	<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>認定に係る評価手法がその他のもの</u>		
<u>300平方メートル未満のもの</u>	認定の申請に係る部分の床面積の合計が	<u>300平方メートル以上のもの</u>	<u>認定に係る評価手法がその他のもの</u>		
<u>300平方メートル以上のもの</u>	認定の申請に係る部分の床面積の合計が	<u>300平方メートル以上のもの</u>	<u>認定に係る評価手法がその他のもの</u>		

300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	1件	112,300円		
認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	160,800円		
認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	315,800円		
認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	558,400円		
認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上				

6	法第36条第1項の規定による申請の審査	ア 非住宅建築物	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この表において「消費性能基準」という。)に適合すると認められたもの	50,000平方メートル未満のもの 認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	1,025,900円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	11,000円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	30,700円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	91,600円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件	144,900円

			<u>10,000 平方メートル未満のもの</u>			
			<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの</u>	1件	182,900 円	
			<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000 平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの</u>	1件	228,600 円	
			<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000 平方メートル以上のもの</u>	1件	319,900 円	
		<u>認定に係る評価手法がその他のもの</u>	<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のもの</u>	1件	99,200 円	
		<u>モデル物件によるもの</u>	<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のもの</u>	1件	166,200 円	

<p><u>係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p>	<p>1件</p>	<p>269,000円</p>	
<p><u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u></p>	<p>1件</p>	<p>351,100円</p>	
<p><u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u></p>	<p>1件</p>	<p>421,900円</p>	
<p><u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が</u></p>	<p>1件</p>	<p>495,000円</p>	

面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの	1件	870,100円	
認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の もの	1件	992,600円	
認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満の もの	1件	1,237,700円	

1	戸建て住宅	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することを確認できるもの	1件	5,600円		
ウ	共同	認定に係る評価手法がその他のもの	仕様基準によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件	20,100円
		認定に係る評価手法がその他のもの	その他	認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件	21,600円
		認定に係る評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件	39,100円
		認定に係る評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件	43,700円
		認定に係る評価手法が登録住宅性能	認定の申請に係る部分	認定の申請に係る部分	1件	11,000円

住宅等	評価機関等が消費性エネルギー基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性エネルギー基準に適合することが確認できるもの	の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	23,100円	
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	51,300円	
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	91,600円	
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	147,200円	

合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	117,500円
認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	177,600円
認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	326,000円

			1件	551,300円
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	966,800円
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	78,700円
	その他	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	131,200円
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	223,300円

<p>の床面積の 合計が2,000 平方メートル 以上5,000 平方メートル 未満のもの</p>	<p>1件</p>	<p>319,900円</p>	
<p>認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が5,000 平方メートル 以上10,000平方 メートル未満 のもの</p>	<p>1件</p>	<p>629,700円</p>	
<p>認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 25,000平方 メートル以上 50,000平方 メートル</p>	<p>1件</p>	<p>1,113,700円</p>	

				未済のもの	1件	2,046,600円
7	法第30条第1項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)又は法第36条第2項の認定を受けたことを証する書面の交付			認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1通	2,000円

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 非住宅建築物 人の居住の用に供する建築物(共用部を含む。以下この表において「住宅」という。)以外の用途のみに供する建築物をいう。
- (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (3) 登録住宅性能評価機関等 それぞれ次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - ア 非住宅建築物又は住宅の部分及び非住宅建築物の部分を有する建築物(以下この表において「複合建築物」という。)に係る認定の場合 登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。)

イ 住宅又は複合建築物の住宅の部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)又は登録建築物調査機関

2 この表の1の項(同表の5の項において同じ。)において「モデル建築物法によるもの」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省

令」という。)第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価したものをいう。

3 この表の6項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) モデル建物法によるもの 省令第1条第1号ロに定める基準により評価したものをいう。

(2) 仕様基準によるもの 申請しようとする建築物のうち住宅部分全てを、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年度国土交通省告示第266号)により評価したものをいう。

(3) 建設住宅性能評価書 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。

4 この表の1の項(同表の5の項及び6の項において同じ。)において、床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

5 この表の1の項(同表の5の項及び6の項において同じ。)において、申請をしようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、同表のA非住宅建築物の金額の欄に定める金額に、同表イ一戸建ての住宅又は同表ウ共同住宅等の金額の欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅の部分」と読み替えるものとする。

6 この表の3の項に定める金額は、認定の申請ごとに3,300円を加えた額とする。

7 この表の5の項に定める金額は、直前の認定と認定に係る評価手法が同一の場合の変更の額であり、認定に係る評価手法の変更に係る場合は表の1の項に定める額とする。

別表第17(第2条関係) 省略

別表第18(第2条関係) 省略

別表第19(第2条関係) 省略

附表1

申出に係る確認の手数料表(別表第14、別表第15、別表第16関係)

別表第16(第2条関係)

省略

別表第17(第2条関係)

省略

別表第18(第2条関係)

省略

項	事務	単位	金額
1	床面積の合計が100平方メートル以下のもの	1件	33,000円
2	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件	44,000円
3	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件	60,000円
4	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件	87,000円
5	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件	116,000円
6	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件	275,000円
7	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件	470,000円
8	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるのもの	1件	730,000円

備考

- 1 この表中の用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令における用語の意義によるものとする。
- 2 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。
 - (1) 建築物(建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この表及び次表において同じ。)の建築(建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。以下この表及び次表において同じ。)をする場合(次号に掲げる場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。)当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を合計した面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該

増築に係る部分の床面積とする。

ア 既存の建築物について、平成 12 年 6 月 1 日以後に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付又は同法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付(以下この表において「確認済証の交付」という。)を受けたものである場合

イ 住宅(長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。)のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の 20 分の 1 以下であり、かつ、50 平方メートル以下である増築で、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合(アに掲げる場合を除く。)

(3) 大規模の修繕(建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をいう。以下この表及び次表において同じ。)又は大規模の模様替(建築基準法第 2 条第 15 号に規定する大規模の模様替をいう。以下この表及び次表において同じ。)をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この号において、「当該修繕等」という。)に係る部分の床面積に 0.5 を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に 0.1 を乗じて得た面積を合計した面積。ただし、既存の建築物について、平成 12 年 6 月 1 日以後に確認済証の交付を受けたものである場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に 0.5 を乗じて得た面積とする。

(4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画を変更する部分の床面積(羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年条例第 34 号)別表附表 1 の備考 1 第 4 号の別に規則で定めるところにより算定したものに限る。)に 0.5 を乗じて得た面積とする。

3 建築物が建築基準法第 86 条の 8 第 1 項又は第 3 項の規定により認定を受けたものである場合にあっては、備考 2 に定める面積に 0.5 を乗じて得た面積を床面積の合計とする。

4 この表は、書類又は図書のみにより申出を行う場合に適用するものとし、磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物)をいう。以下附表 3 において同じ。)により申出を行う場合においては、

それぞれこの表に定める額から2,000円を減じた額とする。

附表2

申出に係る構造計算適合性判定の手数料表(別表第14、別表第15、別表第16関係)

項	事務	単位	金額
1	床面積の合計が200平方メートル以下のもの	1件	95,800円
	構造計算の方法が大臣認定プログラム		
	構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1件	126,500円
2	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件	108,200円
	構造計算の方法が大臣認定プログラム		
	構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1件	151,200円
3	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件	120,600円
	構造計算の方法が大臣認定プログラム		
	構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1件	175,900円
4	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件	132,900円
	構造計算の方法が大臣認定プログラム		
	構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1件	200,600円
5	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件	150,800円
	構造計算の方法が大臣認定プログラム		
	構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1件	239,700円
6	床面積の合計が10,000平方メートル	1件	190,100円
	構造計算の方法が大臣認定プログラム		

	ルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1 件	318,300 円
7	床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるのもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム 構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1 件 1 件	321,500 円 584,700 円

備考

1 この表中の用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令における用語の意義によるものとする。

2 「床面積の合計」とは、構造計算適合性判定に準じた審査に係る 1 の建築物ごと(建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。)の床面積の合計をいう。ただし、建築基準法第 6 条の 3 第 7 項に規定する適合判定通知書又は建築基準法第 18 条の 2 第 1 項の規定により委任を受けた構造計算適合性判定機関(当該機関が無い場合には大阪府知事)が同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の様替をする場合については、当該構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積に 2 を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を合計した面積)に 0.5 を乗じて得た面積とする。

附表 3

申出に係る昇降機の確認の手数料表(別表第 14、別表第 15、別表第 16 関係)

項	事務	単位	金額
1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合	1 件	21,000 円
2	確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	1 件	13,000 円

3	小荷物専用昇降機を設置する場合	1件	11,000円
4	確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	1件	9,000円

備考

1 この表中の用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令における用語の意義によるものとする。

2 この表に定める額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

3 この表は、書類又は図書のみにより申出を行う場合に適用するものとし、磁気ディスク等により申出を行う場合においては、それぞれこの表に定める額から2,000円を減じた額とする。